

バーチャルパワープラント構築事業費補助金
(バーチャルパワープラント構築実証事業)

公募要領

平成28年5月

一般財団法人エネルギー総合工学研究所

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

当補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、補助金交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

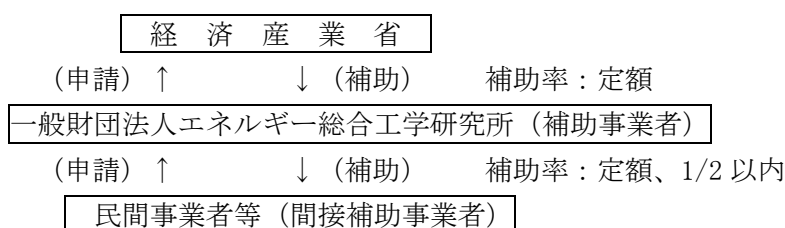
1. 補助金の申請者が一般財団法人エネルギー総合工学研究所（以下「IAE」という。）に提出する書類は、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. IAEから補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等についてIAEの承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、IAEとして補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. 当該補助事業に関する個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

一般財団法人 エネルギー総合工学研究所

I. 事業の目的

本事業は、一般財団法人エネルギー総合工学研究所（以下「IAE」という。）が民間団体等（以下「間接補助事業者」という。）に対して、間接補助事業者が高度なエネルギーマネジメント技術により、(A) 電力グリッド上に散在する①再生可能エネルギー発電設備や②蓄電池等の蓄エネルギー設備、③デマンドリスポンス（以下「DR」という。）等需要家側の取組を統合的に制御することで、発電所のような電力創出・調整機能が仮想的に構成されたもの（以下「バーチャルパワープラント」という。）の構築を図る実証事業や、(B) 送配電事業者に対して行うネガワット取引に係る実証を行う経費に対して、当該経費の一部を助成するとともに、蓄電池等のエネルギーリソースを供給力・調整力等として活用するビジネスモデルの構築やネガワット取引の活用を支援することで、当該技術の普及を図ることを目的とします。

II. 事業スキーム



III. 補助対象事業者の要件

本事業の公募対象である間接補助事業者は下記 1. ～ 5. を全て満たす者、若しくは 6. に該当する者となります。

1. 日本法人（登記法人）である民間会社又は民間会社を主提案法人とする共同体若しくは任意団体又は大学等^(※)であること。
 - ▶ 外国法人（日本にある支店を含む）等、応募時に日本国内の法人格を有しない場合は、交付申請後 30 日以内に日本国内の法人格を取得することを条件として応募の対象とする。
- (※) 大学等とは下記 (ア) ～ (ウ) のいずれかに該当するものをいう。
- (ア) 大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学をいう。）
 - (イ) 高等専門学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等 専門学校をいう。）
 - (ウ) 大学共同利用機関（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関をいう。）
2. 経済産業省が定める補助金等の交付停止事業者には該当していないこと。
 3. 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
 4. 本事業を運営・管理できる能力を有しており、事業を実施するための実施体制及び管理体制が整備されていること。

5. 委託契約等で民間会社の実証事業を実施させる場合、民間会社に対して確定検査等を行い、確定検査等で確認した資料の写し等を保管する体制が取れていること。
6. 蓄電池を購入予定の個人又は法人であること（当該補助対象事業を実施する事業者が活用するものであること）。

IV. 補助対象事業

下記の内容を含んだ事業を公募します。

A. バーチャルパワープラント構築事業

A-1. アグリゲーター事業（以下「A-1事業」という。）（補助率：1／2以内）

高度なエネルギーマネジメント技術を活用し、蓄電池等のエネルギー設備やDR等の需要家側の取組等、電力グリッド上に散在するエネルギーリソースを統合的に制御し、あたかも一つの発電所のように機能させる取組を通じて、需要家側のエネルギーリソースを統合的に制御するアグリゲーションビジネスにおけるビジネスモデルの確立を目指します。

A-2. バーチャルパワープラント基盤整備事業（以下「A-2事業」という。）

（補助率：1／2以内）

バーチャルパワープラントに活用可能な蓄電池を導入します。

B. 高度制御型ディマンドレスポンス実証事業

B-1. 一般送配電事業者が活用するネガワット取引^(※)の技術実証

（補助率：1／2以内、定額）

電気事業法上の一般送配電事業者と連携したDRシステムを構築し、そのシステムを活用したネガワット取引を、一般送配電事業者が調整力として活用する場合の有効性評価に資する実証を行います。

(※) 需要家との契約に基づき、電力会社からの要請に応じて行う需要削減の量や容量に係る取引

B-2. ネガワット取引に係る共通基盤システムの開発・調査・研究・接続実証

（補助率：定額）

国内でDRを広く普及するため、B-1事業で採択された者と連携^(※1)し、B-1事業の実証を行うために必要となる共通基盤システム^(※2)の開発・調査・研究・調査・接続実証を行います。

(※1) 申請前の事前協議は必要ありません。

(※2) スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会が策定した「デマンドレスポンス・インターフェース仕様書」（以下「DR仕様書」という。）に基づいて開発するシステム。

V. 補助対象事業の採択条件

事業の採択にあたっては、以下の事項について評価を行うため、できるだけ詳細に記載することが必要です。（応募様式は「交付申請書類等の様式」を参照してください。申請書の本文はマイクロソフトワード形式のファイルに文章で記載し、追加説明資料としてマイクロソフトパワーポイント形式等のファイルを添付することを原則とします。また、帳簿類はマイクロソフトエクセル形式のファイルで記載することを原則とします。記載に当たっては指定した編集用ファイル〔画像データやPDFファイルは

不可] を利用してください)。

(A-1 事業)

1. 事業の目的

本事業の補助目的を踏まえた目的が設定されているか。

2. 事業の計画

本事業について、いつまでに何をして、どのような運用を行うのか、事業全体のスケジュールが記載されているか（以下の事項を含めた線表の作成など）。

- ✓ 想定されるサービス（系統安定化（周波数調整・需給バランス・配電網の電圧調整等）、電力調達、インバランス回避、需要家のエネルギーマネジメント等）^(※) が記載されているか（複数の組合せが望ましい）
- ✓ 住民、企業、大学など実証参加者への説明、同意の状況・見通し
- ✓ 機器、システムの導入時期
- ✓ 個々のビジネスの詳細な運用方法と運用開始時期
- ✓ 中間、期末レビューのタイミング

(※) エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会で例示された、アグリゲーションビジネスにおいて想定されるサービスを参照。

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment/energy_resource/pdf/002_03_01.pdf

3. 通信規格、計測器等に関する条件

以下の事項が明確に記載されているか。

- (1) 電気事業法上の一般送配電事業者若しくは小売電気事業者、またはその双方から実証への参加の同意を得た事業者の提案であること、または共同提案であること。
- (2) 本事業を検証する期間内にアグリゲーションシステムを構築し、その有効性に関する分析・検討・評価を行うためのデータ採取・提供ができること。
- (3) 一般送配電事業者と信号の授受を行う前提でアグリゲーションシステムを構築する場合には、DR仕様書のプロトコルでDRシグナルの授受を行うこと。
(ただし、九州電力管内で出力制御回避に係る実証を行う場合には、平成27年度「次世代双方向通信出力制御緊急実証事業」で開発した通信プロトコルでDRシグナルの授受を行うこと。)
- (4) 小売電気事業者と信号の授受を行う前提でアグリゲーションシステムを構築する場合には、DR仕様書のプロトコル、若しくは国際標準又はそれに準ずる公知なプロトコルでDRシグナルの授受を行うこと。
- (5) スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会で設定した、家庭の蓄電池や太陽光発電等を制御対象とする場合、ECHONET Lite、若しくは国際標準又はそれに準ずる公知なプロトコルでDRシグナルの授受を行うこと。
- (6) 需要削減量の取引を行う場合には、経済産業省が定めた「ネガワット取引に関するガイドライン^(※)」に基づいて行うこと。

(※) 「ネガワット取引に関するガイドライン」

<http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150330001/20150330001-2.pdf>

- (7) 計測器については、スマートメーターを原則としつつ、関係する一般送配電事業者及び小売電気事業者との協議の上でアグリゲーター独自の計測器（計量法を満たすもの）を使用すること。計量法を満たした電力取引用メーターからアグリゲーターがパルスを取得することも可とします。
- (8) 設備導入がある場合は、事業期間内にその設備を利用して十分な検証を実施すること。
- (9) 出力制御回避に係る事業を行う場合には、実際に出力制御が発動されたことがある、若しくは接続可能量を既に超えている地域において行うことが望ましい。
- (10) その他以下の事項について、申請時点で想定している内容を記載すること。
 - ✓ 需要家の属性（業態、規模、エネルギー使用設備）
 - ✓ 導入する機器、システムとその機能、台数、設置場所
 - ✓ 機器・システムの運用方法と組合せ
 - ✓ システム構成とサイバーセキュリティ対策
 - ✓ 負荷削減するための手法や制御対象機器
 - ✓ 実施結果の確認方法

4. ビジネス展開に係る将来性

以下のような点について、実証終了後明確になるような実証となっているか。

- (1) 誰がビジネスの運用の担い手となるのか。
- (2) 誰の、どのような需要を喚起することにビジネスチャンスがあると考えているのか。その際の顧客のメリットを定量的に記載すること。
- (3) 本事業によって確立したビジネスモデルを持続的に運用していく上での収益構造。
- (4) アグリゲーションシステムの構築、機器の設置、運用にかかるコストの低減をどのように実現するか。
- (5) ビジネスモデルを確立する上で検討すべき規制や制度改正につながる内容。
- (6) 3E（Energy Security、Economic Growth、Environmental Conservation）を定量的に評価すること。

(A-2 事業)

1. 導入の目的

- (1) 導入する蓄電池が、A-1 事業を行う事業者（以下「A-1 事業者」という。）に協力し、バーチャルパワープラントに活用されるか。
- (2) どの事業に協力するか明確に記載されているか。

2. 仕様の要件

- (1) 家庭用蓄電池は、ECHONET Lite 規格を標準インターフェースとして搭載していること。
- (2) (1) 以外の蓄電池は、A-1 事業者が遠隔制御可能な、国際標準又はそれに準ずる公知なプロトコルを搭載していること。

3. その他

- (1) A-1 事業者の責任により、導入した蓄電池がバーチャルパワープラントに活用できなくなっ

た場合の財産処分^(※)の補償について、事前に取り決めているか。

(※) 交付規程第24条に定める財産処分制限期間中に、導入した蓄電池を処分する必要があるときは、事前にIAEから承認を受ける必要があります。処分する場合には、原則として補助金の一部又は全額を納付（納付額は当該財産処分に係る補助金額が限度）しなければなりません。なお、財産処分に係る申請は、蓄電池を導入した個人が行う必要があります。

(B-1 事業)

1. 事業の目的

本事業の補助目的を踏まえた目的が設定されているか。

2. 事業の採択条件（アグリゲーターに係る条件）

以下の事項が明確に記載されているか。

- (1) 電気事業法上の一般送配電事業者から実証への参加の同意を得た事業者の提案であること、又は共同提案であること。
- (2) ネガワット取引について十分な知見を有すること。
- (3) 本実証事業の期間内にDRシステムを構築し、その有効性に関する分析・評価を行うためのデータ採取・提供ができること。
- (4) 構築したDRシステムは、本実証事業でDRシグナルを発信するDRサーバーと、DR仕様書のプロトコルでDRシグナルの授受を行えること。
- (5) 需要家へのDR発動要件等については、原則として(※1)の要件に沿って実証すること。
- (6) 計測器については、スマートメーターを原則としつつ、関係する一般送配電事業者との協議の上でアグリゲーター独自の計測器（計量法を満たすもの）を使用すること。計量法を満たした電力取引用メーターからアグリゲーターがパルスを取得することも可とします。
- (7) DR発動日の翌営業日を目処に、需要家の負荷削減実績データを経済産業省・IAEが指定する先に提出すること。
- (8) 実証期間内にDRシステムを構築、運用し、経済産業省・IAEの求めに応じて調査分析に必要なデータ(※2)の提供を行うこと。
- (9) 設備導入がある場合は、事業期間内にその設備を利用して十分な実証を実施すること。
- (10) B-2事業者と連携して実証を行うこと。
- (11) その他以下の事項について、申請時点で想定している内容を記載すること。
 - ✓ 需要家の属性（業態、規模、エネルギー使用設備）
 - ✓ 導入する機器、システムとその機器、台数、設置場所
 - ✓ 機器・システムの運用方法とその組合せ
 - ✓ システム構成とサイバーセキュリティ対策
 - ✓ 負荷削減するための手法や制御対象機器
 - ✓ DR実施結果の確認方法
- (12) 一般送配電事業者とのDR契約容量分の需要削減を達成するために、どのような工夫（需要家のポートフォリオの組み方、一般送配電事業者とのDR契約容量の設定の仕方、需要家と契約する際に行う事前調整の内容、DR発動時に需要削減を需要家に依頼する際に留意する点、など）を行うのかをできるだけ詳細に記載すること(※)。

※「平成26年度次世代エネルギー技術実証事業（補正予算）」のC-1事業「ネガワット取引に

係るエネルギーマネジメントシステム構築と実証」に参加していた事業者については、その実証事業で得られた知見を含めて記載すること。

※1 要件

■アグリゲーターが需要家へDR発動することが可能なDRメニューを、以下3種とします。

要件\メニュー		10分前予告DR	1時間前予告DR	4時間前予告DR
反応時間 (一般送配電事業者による予告のタイミング)		DR発動の10分前	DR発動の1時間前	DR発動の4時間前
最低契約容量 (一般送配電事業者との最低契約容量)		—	—	3MW
計測単位		5分単位のkWh値	30分単位のkWh値	30分単位のkWh値
DR発動の 時季、 時間帯 ^注	夏(8・9月)	13～17時	13～17時	13～17時
	秋(10月)	13～17時	13～17時	13～17時
	秋(11月)	9～11時、17～19時	9～11時、17～19時	9～11時、17～19時
	冬(12・1月)	9～11時、17～19時	9～11時、17～19時	9～11時、17～19時
高度制御に係る要件		一般送配電事業者とのDR契約容量に対して、90%～110%の範囲で需要削減を行うこと。		一般送配電事業者とのDR契約容量に対して、90%以上の需要削減を行うこと。

注：土曜・日曜・祝日はDR発動日から除くこととします。

需給調整契約により需要家が上記の時季・時間帯のDRを行うことが困難である場合には、一般送配電事業者・アグリゲーター間で協議した上で、上記以外の運用（例：夏のDR発動不実施等）も可能とします。

要件\メニュー		10分前予告DR	1時間前予告DR	4時間前予告DR	
電力会社・ アグリゲーター 間	持続時間	30分間	1時間	2時間	
	DR発動 の回数	夏(8・9月)	各4回	各4回	各4回
		秋(10月)	2回	2回	2回
		秋(11月)	2回	2回	2回
		冬(12・1月)	各4回	各4回	各4回
DR容量		アグリゲーターによる需要家のポートフォリオの運用方針やアグリゲーター・需要家間のDR容量を踏まえ、一般送配電事業者とアグリゲーターがDRメニューごとのDR容量について事前に協議する。			

※2 提供データ

(1) 一般送配電事業者とアグリゲーターの間で交わされる契約の内容

- 需要削減依頼から需要削減終了までにおける以下の時間（分）：

- ◇ 一般送配電事業者による需要削減依頼から需要削減開始までの時間
 - ◇ 需要削減開始から需要削減終了までの時間
 - DRメニューごとのアグリゲーターへの需要削減依頼に関する内容：
 - ◇ 需要削減依頼がなされる回数（回）
 - ◇ 需要削減依頼がなされる期間・時間帯
 - 需要削減依頼がなされる時間（〇月〇日～〇月〇日、休業日を含むか否か）
 - 需要削減依頼がなされる時間帯（〇時〇分～〇時〇分）
 - ◇ 需要削減依頼の月ごとの容量（kW）
- (2) 一般送配電事業者からアグリゲーターへの需要削減依頼の内容（実証期間中になされた全ての需要削減依頼について情報を求める。）
- DRメニューごとの需要削減依頼の容量（kW）
 - DRメニューごとの需要削減依頼から需要削減終了までにおける以下の時刻（〇月〇日〇時〇分）：
 - ◇ 一般送配電事業者によって需要削減依頼がなされた時刻
 - ◇ 需要削減開始時刻
 - ◇ 需要削減終了時刻
- (3) 実証期間における小売電気事業者と需要家との契約内容
- 契約種別、契約電圧（kV）
 - ◇ 実証期間の間に変更があった場合には、変更が適用された日（〇月〇日）と変更前後それぞれの契約種別、契約電圧（kV）
 - 契約電力（kW）
 - ◇ 実証期間の間に変更があった場合には、変更が適用された日（〇月〇日）と変更前後それぞれの契約電力（kW）
- (4) 負荷データ（kWh）：
- DRメニューに応じた需要家ごとの実証期間全体を通じた負荷データ実績。
- (5) アグリゲーターと需要家の間で交わされる契約の内容（月ごとにDRメニューが異なる場合は、それぞれについて情報を求める。）
- 需要家が参加するDRメニューの種類
 - 需要削減依頼から需要削減終了までにおける以下の時間（分）：
 - ◇ アグリゲーターによる需要削減依頼から需要削減開始までの時間
 - ◇ 需要削減開始から需要削減終了までの時間
 - 需要家への需要削減依頼に関する内容：
 - ◇ 需要削減依頼がなされる回数（回）
 - ◇ 需要削減依頼がなされる期間・時間帯
 - 需要削減依頼がなされる期間（〇月〇日～〇月〇日、休業日を含むか否か）
 - 需要削減依頼がなされる時間帯（〇時〇分～〇時〇分）
 - ◇ 需要削減依頼の月ごとの容量（kW）

- 通信プロトコル：
 - ◇ OpenADR1.0、OpenADR2.0、SEP1.0、SEP2.0、SCADA、独自プロトコル、その他

(6) アグリゲーターから需要家への需要削減依頼の内容（実証期間中になされた全ての需要削減依頼について情報を求める。）

- 需要削減依頼の容量（kW）
- 需要削減依頼から需要削減終了までにおける以下の時刻（○月○日○時○分）
 - ◇ アグリゲーターによって需要削減依頼がなされた時刻
 - ◇ 需要削減開始時刻
 - ◇ 需要削減終了時刻

(7) アグリゲーターに関するその他の情報

- 事業所の名称・所在地・電話番号、（単独事業所でない場合）本所・本社・本店の名称・所在地・電話番号

(8) 需要家に関するその他の情報

- 事業所の名称・所在地・電話番号、（単独事業所出ない場合）本所・本社・本店の名称・所在地・電話番号・業種・需要削減方法

3. 事業の採択条件（一般送配電事業者に係る条件）

- B-2事業者と連携してアグリゲーターへの需要削減依頼を行うこと。
- アグリゲーターとの間で実証に必要な契約（DR容量など）を行うこと。

4. その他

- 本事業を遂行するに足る技術的能力を有すること。
- 本事業の事業期間の間に事業を完了することが出来ること。
- 本事業に係る経理その他事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

(B-2 事業)

1. 事業の目的

本事業の補助目的を踏まえた目的が設定されているか。

2. 事業の採択条件

- DRに関して、DR仕様書と整合的な調査・研究・接続実証を行うこと。また、実証の結果をエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会と共有すること。
- 本事業では、スマートコミュニティ・アライアンスの国際標準化WGに設置された国際標準化のためのサブワーキンググループと適切に連携すること。
- 設備導入がある場合は、事業期間内にその設備を利用して十分な実証を実施すること。
- B-1事業と連携した実証を行うこと。

3. 事業の体制

- 事業化を視野に入れ、複数及び異業種の事業者が連携した協力体制とすること。
- 応募に当たっては、その協力事業者と十分に調整を行い、役割分担を明確にした上で応募すること。

VI. 個人で申請をする場合について

A-2事業に蓄電池を購入予定の個人（以下「個人申請者」という。）が申請する場合、下記の（1）または（2）に該当する者に申請の事務代行を依頼することができます（以下「事務代行者」という。）。事務代行者は個人申請者の了解のもとで依頼された内容について、間違いや不備等の無いよう注意して申請をすること。また、財産処分申請については、事務代行者による申請が認められないため注意すること。問合せは事務代行者へ連絡をするので、申請者の不利益にならないように対応すること。交付決定通知書等の正式な通知書面は申請者に送付します。

（1）A-1事業者

（2）A-1事業者から個人申請者の事務代行を行うことについて認定を受けた者

VII. 補助率及び補助対象経費等について

別紙「補助率及び補助対象経費等の整理について」による。

VIII. 事業実施期間

交付決定日～平成29年2月28日（火）

（補助事業期間は単年度とします。）

IX. 応募期間及び説明会の開催

補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請事業者」という。）は、次の3. 応募書類をIAEに提出するものとします。

※複数の申請事業者の共同体（共同申請、連携体申請）による申請を行う場合は、「交付申請書」は連名で、申請書別紙の「補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額」は、連名の合計額の分と申請事業者毎の内訳を添付のこと。また、「実施計画書」は共同体の全体計画書と申請事業者毎の役割に応じた実施計画書を添付のこと。

1. 応募期間

平成28年5月19日（木）～平成28年6月17日（金）12時必着

※予算の範囲内において、必要に応じ、2次募集及び追加説明会を行うことがあります。

▶ A-2事業のみ、以下を応募期間とします。

A-1事業実施事業者決定後 ～ 平成28年8月26日（金）12時必着

2. 説明会の開催

開催日時：平成28年5月26日（木）10時00分～

場 所：TKP新橋カンファレンスセンター 3階ホール3A（地図は別紙参考）

説明会への参加を希望する方は、Ⅷ. 問合先へ電子メールにて5月24日（火）17時までにご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「バーチャルパワープラント構築実証事業説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-Mailアドレス」を明記してください。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に2名まででお願いします。また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させていただくことがありますので、予めご了承ください。

3. 応募書類

（1）提出すべき応募書類は以下の通りです。

	書類名	様式	部数	A-1・ B-1・ B-2事 業	A-2事 業	
①	補助金交付申請書	様式1	1部	○	○	
②	実施計画書	様式2	7部	○	○*	
③	提案内容補足資料	別紙参考 事例様式	7部	○	—	
④	添付資料	財務諸表（直近2カ年分）	様式自由	1部	○	—
		会社概要パンフレット	様式自由	1部	○	—
		申請金額算出根拠資料（見積書、カタログ等）	様式自由	1部	○	○
		申請者定款	様式自由	1部	○	—
		登記簿（履行事項全部証明書の原本）	—	1部	○	—
⑤	申請書類の電子データ	CD	1部	○	○	

※ 参加するA-1事業で提出された実施計画書の写し。

（2）提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮しますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象

となりますのでご了承ください。

(3) 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、補助金交付申請書、実施計画書、添付資料等の作成費用は支給されません。

(4) 実施計画書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

4. 応募書類の提出先

応募書類は持参・郵送・宅配便等により以下に提出してください。

〒105-0003 東京都港区西新橋1-14-2

一般財団法人エネルギー総合工学研究所

「平成28年度「バーチャルパワープラント構築実証事業」」担当宛て

※ FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、公募要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

X. 審査・採択について

1. 審査方法

交付先決定の審査に当たっては、第三者を含む検討委員会を設置し、原則として書類審査・面接審査に基づいて行いますが（審査は非公開）、必要に応じて現地調査を実施する場合があります。また、追加資料の提出を求める場合があります。更に、審査の過程で、計画の修正・改善を求める場合があります。

2. 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準（1）～（6）を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

また、A-1事業に申請をする者は、その申請内容にA-2事業で申請する者も想定したうえで申請をしてください。

(1) 応募資格

- ・申請者はⅢ. 補助対象事業者の要件についての応募資格を満たしているか。

(2) 事業内容

- ・申請内容がⅤ. 補助対象事業の採択条件を満たしているか。
- ・事業実施方法が、事業目的・内容と整合しているか。
- ・産業や一般家庭の協力を含め、事業の実現性があるか。

- ・効率的・効果的な事業実施方法が採られているか。
- ・事業実施方法について、創意工夫が見られるか。
- ・標準化に向けて取り組める実施内容・方法となっているか。

(3) 事業実施計画

- ・事業実施計画（スケジュール）は妥当かつ現実的か。
- ・事業の目的・内容・実施方法に対して、スケジュール、人員、作業手順等が効率的か。
- ・実施手順について、効率的な事業を実施するための工夫が示されているか。

(4) 事業実施体制・役割分担

- ・事業の実施体制図及び役割が、事業内容と整合しているか。
- ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。
- ・事業を円滑に遂行可能な人数が確保されているか。
- ・将来の標準化システムの普及、当該分野のビジネスの担い手の拡大の観点から、関係するより多くの事業者が協力して実施する体制となっているか。

(5) 事業遂行のための経営基盤、管理体制

- ・事業を実施する上で必要な財政基盤、一般的な経理処理能力を有しているか。
- ・支出に係る証拠書類等の整理・管理体制等を有しているか。

(6) 補助金額の適切性

- ・経費の積算（見積内容）が合理的かつ明確であり、経済性を十分に考慮したものとなっているか。

3. 採択の通知等

- (1) 選定結果については、決定後速やかに通知します。
- (2) 原則として、採択された案件については、企業名、事業テーマ等を公表します。
- (3) 審査の結果、補助金の交付が適当でないと認めるときは、不採択の理由を付してその旨事業者へ通知するものとします。

4. その他

- (1) 採択された場合であっても、予算の都合等により、補助金額が減額される場合があります。

XI. 中間報告について

1. 間接補助事業者は、補助事業の中間報告を検討委員会において行ってください。
2. 中間報告の時期については、経済産業省・IAEより追ってお知らせします。

XII. その他

1. 交付決定日以前に発生した経費（発注含む。）は補助対象にはなりません。

2. 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般の競争等に付してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、I A Eに届け出なければなりません。
3. 間接補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
4. 間接補助事業者は、I A Eが補助事業の進捗状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
5. 間接補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の3月4日のいずれか早い日までに実績報告書をI A Eに提出しなければなりません。
6. 間接補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、I A Eの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
7. 間接補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
8. 間接補助事業者は、取得財産等のうち単価50万円以上（税抜き）のものについては、取得財産管理台帳を備えて、交付規程第24条に定める財産処分制限期間中、適切に管理しなければなりません。また、財産処分制限期間中においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること等）はできません。ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければなりません。
9. 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

XIII. 問合せ先

〒105-0003 東京都港区西新橋1-14-2

一般財団法人エネルギー総合工学研究所

担当：技術関係(蓮池)、事務関係(岡村, 安久)

FAX：03-3501-8021

E-mail：ypp@iae.or.jp

お問い合わせは電子メール又はFAXでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。
なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「バーチャルパワープラント構築実証事業」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

(別紙) 補助率及び補助対象経費等の整理について

1. 補助対象とする補助対象経費の区分、経費の内容、補助率及び上限額

	補助対象経費の区分		内 容	補助率	備考
バーチャルパワープラント構築事業	人件費		・補助事業に必要な研究・調査・設計・企画・調整等を行う職員に係る経費	1 / 2 以内 但し、家庭用のリチウムイオン蓄電池については、蓄電容量1kWh当たりの金額が20万円を下回る蓄電池を補助対象とし、蓄電容量1kWhあたり5万円又は補助総額50万円のいずれか低い方を補助上限額とする	
	事業費	機械装置等の導入費	・補助事業に必要なシステム構築費（機械装置システム設計費、ソフトウェアシステム設計関係費及びプログラム作成費）、機械装置等の製作・購入に要する経費、据付工事費及び機械装置等の保守・改造に要する費用		
		その他補助事業に必要な経費	・旅費、委託費、外注（請負）費、通信費、会議費、会議室借料、各種リース料、印刷製本費		
高度制御型デマンドリスポンス実証事業	人件費		・補助事業に必要な研究・調査・設計・企画・調整等を行う職員に係る経費	1 / 2 以内、定額 (注1)	※採択された場合であっても、予算の都合により、補助金額が減額される場合があります。
	事業費	機械装置等の導入費	・補助事業に必要なシステム構築費（機械装置システム設計費、ソフトウェアシステム設計関係費及びプログラム作成費）、機械装置等の製作・購入に要する経費、据付工事費及び機械装置等の保守・改造に要する費用		
		その他補助事業に必要な経費	・旅費、委託費、外注（請負）費、通信費、会議費、会議室借料、各種リース料、印刷製本費		
	需要抑制費		・デマンドリスポンスにより需要抑制を行った需要家に対し、補助事業者から支払われる当該需要抑制に要する経費	定額	

(注1) 事業費及び人件費の補助率の適用については、ネガワット取引の実証に必要な共通基盤システムの開発及び調査・分析に係る経費は定額とし、その他経費については1 / 2以内とする。

2. 補助対象外となる経費

- ・上記機械装置等の経費において、土地の基礎工事、改造費のうち現状維持、機能回復のための修繕費、汎用的に使用される器具及びソフトウェア作成ツール
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、間接補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に相談してください。）
- ・その他事業に関係ない経費

3. 間接補助事業者間の商取引の扱い

国の補助事業事務処理マニュアル等において、補助事業における補助対象経費の中に補助事業者等の自社製品の調達又は関係会社等からの調達分がある場合、補助対象経費の実績額の中に間接補助事業者の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないとの説明があります。

特に、間接補助事業者間の商取引は、原則禁止又は補助対象外若しくは自己調達とみなして利益排除することに注意してください。

4. 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、間接補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、間接補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、間接補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。ただし、以下に掲げる間接補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない間接補助事業者
- ② 免税事業者である間接補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である間接補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の間接補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である間接補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する間接補助事業者

